

廃校舎等利活用者募集にかかる Q&A について (令和 3 年 6 月 25 日現在)

Q：施設の賃料は発生しますか？

A：施設種別で相違します。校舎は防衛施設省補助金を利用して建築された建物のため、財産処分の承認基準により 10 年以上継続利用する条件で「無償」となります。体育館も「無償」ですが、グラウンドについては、継続的に建屋や駐車場等でグラウンドを占有する場合「行政財産使用料徴収条例」の適用となり使用料が発生します。

Q：校舎は 10 年以上継続利用するとありますが、体育館・グラウンドも該当となりますか？

A：10 年以上継続利用の条件があるのは「校舎」のみとなります。

Q：校舎の一部（一教室等）のみの利用提案の申し込みは可能ですか？

A：申込み自体は可能ですが、校舎全体を利用する提案と比較すると、優先順位は下位になろうかと思えます。

Q：校舎の一部（一教室等）のみの短期間の「利用（レンタル）」は可能ですか？

A：仮にシェアルームや部屋貸しの提案が採用され、核となる事業者がある場合はその事業者の運営規定により、一般利用者として利用することは可能と考えます。

Q：校舎の一部（一教室等）を複数事業者で、通年シェアして利用する場合の光熱水費の費用負担は？

A：利用事業者間での協議・調整により「按分」となります。

Q：町から「光熱水費」の補助はありますか？

A：今回の募集は利活用者による独立採算で、自己完結する事業募集と考えています。

Q：町から「施設管理費」の補助はありますか？

A：消防設備保守点検費、電気工作物保安管理費等は町が負担する予定です。

Q：グラウンドの利用料金は「行政財産使用料徴収条例」の適用とありましたが、各学校の月額使用料は？

A：令和 3 年度におけるグラウンド使用料単価は表 1 のとおりとなります。なお、

旧椋野小学校は校舎のみの募集です。

表 1

	旧油田小学校	旧安下庄中学校
グラウンド使用料単価（月額）	3.63 円/m ²	16.27 円/m ²

※グラウンド年間使用料：使用料単価×使用面積×12 ヶ月

※行政財産使用許可申請は、使用料単価見直しがあるため 1 年更新となります。

Q：校舎、体育館、グラウンドを一体で借用した場合、借用者が負担する月額必要経費を学校毎に教えて下さい。

A：基本料金及び学校運営時の光熱水費については表 2 のとおりとなります。旧椋野小学校は平成 22 年度閉校のため、確認できた金額のみの記載となります。

表 2

	旧椋野小学校	旧油田小学校	旧安下庄中学校
電気料基本料金（月額）	50,604 円	20,742 円	75,585 円
水道料基本料金（月額）	1,152 円	1,152 円	1,152 円
下水道料基本料金（月額）	1,210 円	—	1,210 円
電気料（年額）	約 823,000 円	約 660,000 円	約 2,117,000 円
上下水道料（年額）	—	約 58,000 円	約 245,000 円
ガス代（年額）	—	約 38,000 円	約 28,000 円

※旧椋野小学校は平成 22 年度、他 2 校は令和 2 年度の金額です。

Q：立木等の剪定費用及び処分費用はどちらが負担しますか？

A：利活用者の負担となります。

Q：使用しない工作物についての取扱い（撤去及び修繕する場合はその費用はどちらが負担しますか？）

A：現状での貸付となりますので、修繕する場合は利活用者の負担となります。
なお、撤去については、可能か否かを含め事前に協議をお願いします。

Q：備品の撤去及び廃棄費用はどちらが負担しますか？

A：町が事前に撤去する予定ですが、事前協議により必要なものは残します。

Q：利用期間中における破損等に係る修繕費用はどちらが負担しますか？

A：利活用者の負担となります。ただし、老朽化に伴う大規模な改修については町が負担する予定です。

Q：火災保険料が必要ですか？また、費用負担はどちらがしますか？

A：施設そのものの欠陥や天災により火災等が発生した場合以外は、利活用者が復旧することになりますので、火災保険等への加入をおすすめします。

Q：期間完了後の現状回復についてのお考えは？

A：原則、現状回復していただきます。

Q：新耐震基準は満たしていますか？

A：旧油田小学校体育館は旧耐震基準で建築していますが、平成23年度に耐震補強を行っています。なお、旧油田小学校体育館以外は新耐震基準で建築しています。

Q：借用開始前の校舎等のひび割れ等はどうなりますか？

A：現状での貸付と考えています。